**電気工事業の廃止届のご案内（届出）**

　電気工事業を廃止した場合、廃止した日から30日以内に届けなければなりません。

**罰則規定について**

　　　　 廃止の届出をせず、または虚偽の届出をした者は、電気工事業法第42条により1万円以下の過料が処せられる。

**１ 届出に必要なもの**

**電気工事業廃止届出書 (様式第20)**

**２ 届出方法**

持参または郵送による。

届 出 先：滋賀県防災危機管理局　電気担当

　　　　　　 　 〒520-8577　大津市京町四丁目1番1号（危機管理センター４階）

　受付時間：　9：00 ～ 17：00（土・日・祝日を除く。）

**３ 記入上の注意点**

（１）電気工事業廃止届出書（様式第20）の氏名または名称を記入する欄には、法人の方は法人名、個人の方は個人名（営業所名ではありません）を記入してください。

（２）電気工事業廃止届出書（様式第20）の電話番号を記入する欄には、日中につながる番号を記入してください。

（３）記入方法について、不明な点があれば、防災危機管理局電気担当(TEL:077-528-3433)までお問い合わせください。

**届出の内容に不備がないか、届出前にいま一度お確かめください**

|  |  |
| --- | --- |
| 届出・お問い合わせ先 | **滋賀県防災危機管理局　電気担当**  〒520-8577　大津市京町四丁目1番1号  TEL : 077-528-3433　FAX : 077-528-6037  E-mail : [as0003@pref.shiga.lg.jp](mailto:as0003@pref.shiga.lg.jp) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式第20（第25条）  **電気工事業廃止届出書** | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 |  |

　 　　　　年　　月　　日

滋賀県知事　様

　　　　　　　　　　　　郵便番号　　　〒　　　－

　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　氏名または名称

法人にあっては代表者の氏名

電話番号　　　（　　　　）　　　－

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

１．建設業法第３条第１項の規定による許可を受けた年月日および許可番号

　　　　　年　　　月　　　日　　特－　　　第　　　　　　号

　　　　　年　　　月　　　日　　般－　　　第　　　　　　号

２．事業を廃止した年月日

年　　　月　　　日

３．事業を廃止した理由

４．届出受理年月日および番号

　　　　 年　　　月　　　日受理　　第　　　　　　号

|  |
| --- |
|  |

（備　考）

　　１．この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　２．×印の項は、記載しないこと。